

障害のある子どものために

☀️～手帳の交付～

身体障害者手帳

事故や病気などで身体に障害のある人に交付されます。この手帳を取得することにより、各種の援助や制度を利用することができます。

■対象

視覚、聴覚、言語機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能などです。

療育手帳

知的障害者に対して、各種サービスを受けやすくするための手帳です。

■対象者

18歳以上は身体障害者更生相談所、18歳未満は児童相談所において、知的障害や精神発達遅滞と判定された方です。

精神障害者保健福祉手帳

精神障害者に対して交付される手帳で、2年ごとに更新が必要です。



☀️～各種手当・助成～

特別児童扶養手当

20歳未満の在宅の重度障害児の保護者に支給される手当です。なお所得制限額を超過している場合、施設に入所している場合(母子入所を除く)は支給されません。

■対象 1級

- ・身体障害者手帳概ね1級・2級及び3級の一部
- ・療育手帳(A)、A-1、A-2
- ・精神障害により日常生活において常に他人の介助、保護を必要とする方

2級

- ・身体障害者手帳概ね3級の一部及び4級の一部
- ・療育手帳B-1及びB-2の一部
- ・精神障害により他人の介助は必要としないが、日常生活が極めて困難な方

■支給額 1級月額51,100円、2級34,030円 平成27年4月改定

■支給月 4月、8月、11月

障害児福祉手当

20歳未満の在宅の重度障害児に支給される手当です。所得制限があります。

■対象

- ・身体障害者手帳1級、2級の一部
 - ・療育手帳(A)、A-1、A-2及びBの一部
 - ・重度の知的障害、精神障害により日常生活の動作や行動が一人で困難な状態
 - ・重篤な疾患により長期にわたり常時安静、就寝を要する状態
- ※診断書の内容等により認定されない場合があります。

■支給額 申請の翌月から月額14,480円 ■支給月 2月、5月、8月、11月

平成27年4月改定

【問合せ】 福祉課 障害社会福祉班 ☎62-1117
夷隅地域市民局 地域市民班 ☎86-2113
岬地域市民局 地域市民班 ☎87-2113

～医療費の公費制度～

自立支援医療(育成医療)

18歳未満の児童で、現在身体に障害があるか、または現に疾患があってそのまま放置すると将来一定の障害を残すと認められるお子さんで、手術などの外科的な治療等によりその症状が軽くなり、日常生活が安易にできるようになると認められる場合に、その医療費の一部を市が負担します。一定所得以上の方は制度の対象外となります。

- 医療の種類 肢体不自由、聴覚障害、聴覚・平衡機能障害・音声、言語・そしゃく障害
心臓障害(外科的治療)、腎臓障害、小腸機能障害、その他内臓障害
免疫機能障害

問合せ

福祉課 子育て支援室 ☎60-1120
夷隅地域市民局 地域市民班 ☎86-2113
岬地域市民局 地域市民班 ☎87-2113

自立支援医療(精神通院医療)

- 対象 精神疾患により、精神科等に通院されている方
- 内容 指定医療機関において、通院による診療、投薬等を受ける場合に、その治療に要する医療費の一部を公費で負担する制度です。受給者には、有効期間が1年間以内の受給者証が交付されます。

問合せ

福祉課 障害社会福祉班 ☎62-1117
夷隅地域市民局 地域市民班 ☎86-2113
岬地域市民局 地域市民班 ☎87-2113

結核児童療育の給付

結核にかかり、長期入院を必要とする児童に対して医療と学校用品を給付する制度です。家族の収入に応じて自己負担があります。

問合せ

夷隅健康福祉センター ☎0470-73-0145

重度心身障害児医療費の支給

重度心身障害者(児)医療費助成受給券と保険証と一緒に医療機関等へ提示していただくことにより、保険診療分が、通院1回、入院1日につき300円(市民税所得割額が非課税世帯は0円)を負担していただくことにより受診できる制度です。(所得制限あり)ただし、医療保険外の費用は助成対象外です。また、県外の医療機関等の場合は、受給券は使用出来ませんので、領収書と印鑑を持参して福祉担当窓口へ申請していただくことにより、後日助成いたします。

- 対象者 身体障害者手帳(1,2級)
療育手帳(㊤、A-1、A-2)

問合せ

福祉課 障害社会福祉班 ☎62-1117
夷隅地域市民局 地域市民班 ☎86-2113
岬地域市民局 地域市民班 ☎87-2113

日常生活用具の給付

日常生活用具を給付します。

■対象 身体障害者手帳を持っている人(障害等による制限があります)

■日常生活用具の種類

訓練用ベッド、特殊マット、入浴補助用具、移動・移乗支援用具、電気式たん吸引器、
聴覚障害者用通信装置、ストマ用器具等

問合せ

福祉課 障害社会福祉班 ☎62-1117
夷隅地域市民局 地域市民班 ☎86-2113
岬地域市民局 地域市民班 ☎87-2113

補装具

身体上の障害を補うための用具(補装具)費の支給を行っています。

■対象 身体障害者手帳を持っている人

■補装具の種類

障害の種類	主な種目
肢体不自由	義肢、装具、車いす、電動車いす、歩行器 歩行補助杖、座位保持装置
視覚障害	盲人安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害	補聴器
重度の肢体不自由かつ音声 言語障害	重度障害者用意思伝達装置

問合せ

福祉課 障害社会福祉班 ☎62-1117
夷隅地域市民局 地域市民班 ☎86-2113
岬地域市民局 地域市民班 ☎87-2113

障害福祉サービス

○在宅サービス…児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、行動援護、
居宅介護、短期入所、日中一時支援、移動支援、同行援護

○施設サービス…障害児(者)施設等への入所、通所支援

■対象 身体障害者、知的障害者、障害児

問合せ

福祉課 障害社会福祉班 ☎62-1117
夷隅地域市民局 地域市民班 ☎86-2113
岬地域市民局 地域市民班 ☎87-2113

